

●高齢化社会

現在の高齢化社会、今後の超高齢化社会に伴い、高齢者の行方不明事案が急増しています。

昨年中、岐阜県警察で、高齢者の行方不明届を受理した事案は522件（通報を受けて数時間で発見する場合、届出は受けていません）あり、行方不明になってから発見までの日数が経過するにつれ生存率は低くなり、その早期発見がカギとなります。

●本人の生命の危機と家族介護の心労の蓄積

認知症の高齢者は、一旦家から外に出ると、帰路がわからず道に迷ってしまい、発見されるまでに相当の時間がかかってしまうことで、生命の危険が増していきます。

特に秋から冬にかけては、その危険性は一層高まり、ひと晩発見されなければ、寒さに耐えられずお亡くなりになる可能性も高くなります。

高齢者の方が頻りに徘徊するようになり、親族の方が探す機会が増えることは、親族の方を含め介護者の心労に一層負担がかかるようになります。

私たち警察も通報または届出があれば捜索をするものの、その活動には限界があり、生命のタイムリミットまでに探し出すことは確約できません。

そこで。。。

●徘徊に対する対応策（位置情報検索システムの活用）

高齢者の徘徊に対する対応策の一つとして、

「位置情報検索端末機」を利用して、高齢者の所在を明確化することがあります。

「位置情報検索端末」を携帯させ、高齢者が、万が一所在不明になった時でも同端末を活用することで、ご家族や警察が早期発見を目指すことができます。

●現在市販化されているGPS 端末機器の種類

現在市販化されている「位置情報検索端末機器」には、

- ・スマートフォン等の携帯電話
- ・スマートウォッチ等のウェアラブル端末
- ・位置情報検索システムが内蔵されたキーホルダーやお守り
- ・位置情報検索システムが内蔵された靴
- ・警備会社が提供する位置情報検索端末による、位置情報提供サービス

等があり、利用料金は様々ですが、利用者のニーズに合わせて選択肢が増えています。